

グローバル企業のためのインド進出、 企業設立、事業拡大のロードマップ

2026年5月



目次

1 インドのビジネス環境

フェーズ 1：事業設立－法人設立および事業体制の構築

フェーズ 2：資金調達－対内直接投資（FDI）のための規制対応

フェーズ 3：税務・貿易－税務および国際取引への対応

フェーズ 4：事業運営・コンプライアンス－現地オペレーション管理と法令遵守・EHS対応

フェーズ 5：デジタル・リスク管理－データセキュリティ、知的財産保護およびリスク対応

2 インドにおけるGCCの概要

3 インド投資ロードマップ－Grant Thornton Bharatによる支援内容

4 戦略的パートナー

5 Grant Thornton Bharatのご紹介

6 お問い合わせ先



インドのビジネス環境

規制の枠組み

インドの規制環境は多岐にわたる一方で、体系的に整備されています。企業の設立から事業拡大に至るまで、規制、税務、事業運営に関する主要なコンプライアンス要件は、それぞれの制度フレームワークによって包括的にカバーされています。こうした複雑な要件を、企業の成長ステージごとに明確かつ重複のない形で整理し、拡張可能なコンプライアンス体系として可視化することが可能です。Grant Thornton Bharatでは、企業のインド進出および事業拡大に伴うコンプライアンス要件を、5つの成長フェーズに沿って整理しています。



フェーズ 1: 事業設立:

法人設立および事業体制の構築



フェーズ 4:

事業運営・コンプライアンス:

現地オペレーション管理と法令遵守・EHS対応



フェーズ 2: 資金調達:

対内直接投資（FDI）
のための規制対応



フェーズ 5:

デジタル・リスク管理:

データセキュリティ、知的
財産保護およびリスク対応



フェーズ 3: 税務・貿易:

一 税務および
国際取引への対応

フェーズ 1: 法人設立および事業体制の構築

最適な事業形態の選択は、ガバナンス、法的責任および将来の事業拡大に大きな影響を与えます。

事業形態	関連法令	主要な統治体制	推奨される利用形態
会社	会社法、2013年 (「CA13」)	法人設立、厳格なガバナンス、法定監査および報告義務の適用対象	事業拡大を見据えた外国子会社および合併会社 (JV) 向け
有限責任組合 (LLP)	有限責任組合 (LLP) 法、2008年	パートナーの権利・義務および有限責任を規定	業績連動条件のない業種への外国直接投資
駐在員事務所、支店またはプロジェクト事務所 (LO・BO・PO)	外国為替管理法 (FEMA)、1999年およびCA13	外国法人の延長組織であり、独立した法人格なし	市場でのプレゼンス確立、事業連携・調整業務、および限定的な事業活動

*インセンティブ支援:

中央政府および各州政府が提供する優遇制度や補助金制度を分析し、事業戦略および投資計画に最も適した立地の選定を支援します。

事業開始に必要な主要登録手続き



Permanent Account Number (PAN) : あらゆる金融・税務取引に必要な10桁の英数字による納税者識別番号。



Tax Deduction and Collection Account Number (TAN) : 従業員および取引先への支払いに係る源泉徴収税 (TDS) の控除および納付を行うために必要な登録番号。



GST登録: 間接税コンプライアンスの基盤となる登録であり、請求書発行および仕入税額控除 (ITC) の申請に必須。



商店・事業所登録 (Shops and Establishment Licence) : 事務所や店舗などの商業施設を適法に運営するために必要な州レベルの登録。



営業許可 (Trade Licence) : 事業所所在地において事業活動を行うために必要な地方自治体の許認可。

第2フェーズ：資金調達 — 対内直接投資（FDI） のための規制対応



海外からの資本流入、国際間取引および外国資本の保有比率に関する規制。



外国為替管理法, 1999年(FEMA):

外国投資、資本流入、すべての国境を越えた取引をインドの視点から規制する基本法。



外国直接投資政策 (FDI政策):

業種ごとの外国資本出資比率の上限を定めるとともに、投資に政府承認が必要か、自動承認ルートで実施可能かを規定する制度。



FEMA非債務金融商品規則、2019年(NDI規則):

インドにおける外国投資について、価格設定・株式評価・投資ルート・法令遵守および投資ストラクチャーを規律する法規制の枠組み。



インド準備銀行承認:

規制対象業種への投資や業種別出資上限を超える投資、ならびに駐在員事務所・支店・プロジェクト事務所の設立に際して取得が求められるインド準備銀行（RBI）の承認。



資本構成と価格設定:

インドへの資本流入は、移転価格税制および過少資本税制に関するインド所得税法上の規定への準拠が必要。

第3フェーズ：税務・貿易 — 税務および国際取引への対応



インドの税制は、大きく「所得に対する課税」と「財・サービスの供給および消費に対する課税」の二つの体系に分かれています。

直接税

- **2025年インド所得税法（ITA）**：法人税率、移転価格税制および源泉徴収税に関する規定を定める基本法。
- **ITA（インド所得税法）**に基づく移転価格税制であり、国境を越えた関連当事者間取引が独立企業間価格（**Arm's Length Principle**）に基づいて行われることを確保するための規定。

間接税とGST

- **CGST法、2017年**：州内供給を規制する中央税
- **SGST法**：州内の供給を規制する州レベルの税金
- **IGST法、2017年**：州間移動およびすべての輸出入課税を統括する統合税

国境を越えたサプライチェーンの流れ

貿易法規・通関登録要件と物流プロセスの整合性確保

Step 1

輸出入業務開始のための前提要件

1. 輸出入者コード（Import Export Code：IEC）：あらゆる国際取引（輸出入取引）を行うために必要となる基本的な登録番号。
2. 外国貿易（開発・規制）法 1992年（FTDR Act）：輸出入ライセンス制度全般および規制対象品目の管理を規律する基本法。

Step 2

輸出入のゲートウェイ（税関・物流）：

1. ICEGATE登録：電子通関申告を行うために必要なオンライン税関ポータルへの登録。
2. 関税法（Customs Act, 1962）および関税率法（Customs Tariff Act, 1975）：輸出入貨物の通関手続を規律するとともに、適用される関税率を定める法律。
3. 中央物品税法（1944年）：石油製品、たばこ製品および一部の特定品目に適用される税法。

Step 3

輸出代金回収および輸出促進インセンティブ（出荷後）：

1. ADコード登録：輸出代金の外貨回収（外国為替決済）のために、輸出者と指定銀行（AD Bank）を紐付ける登録手続。
2. 外国貿易政策（FTP）およびRCMC（登録兼会員証明書）：RCMCの取得を通じて、RoDTEPやEPCGなどの輸出促進インセンティブ制度の活用を可能にする。
3. 経済特区法（SEZ Act, 2005）：SEZ経由の取引に対し、手続の簡素化および税制優遇措置を提供。

海上物流および金融市場

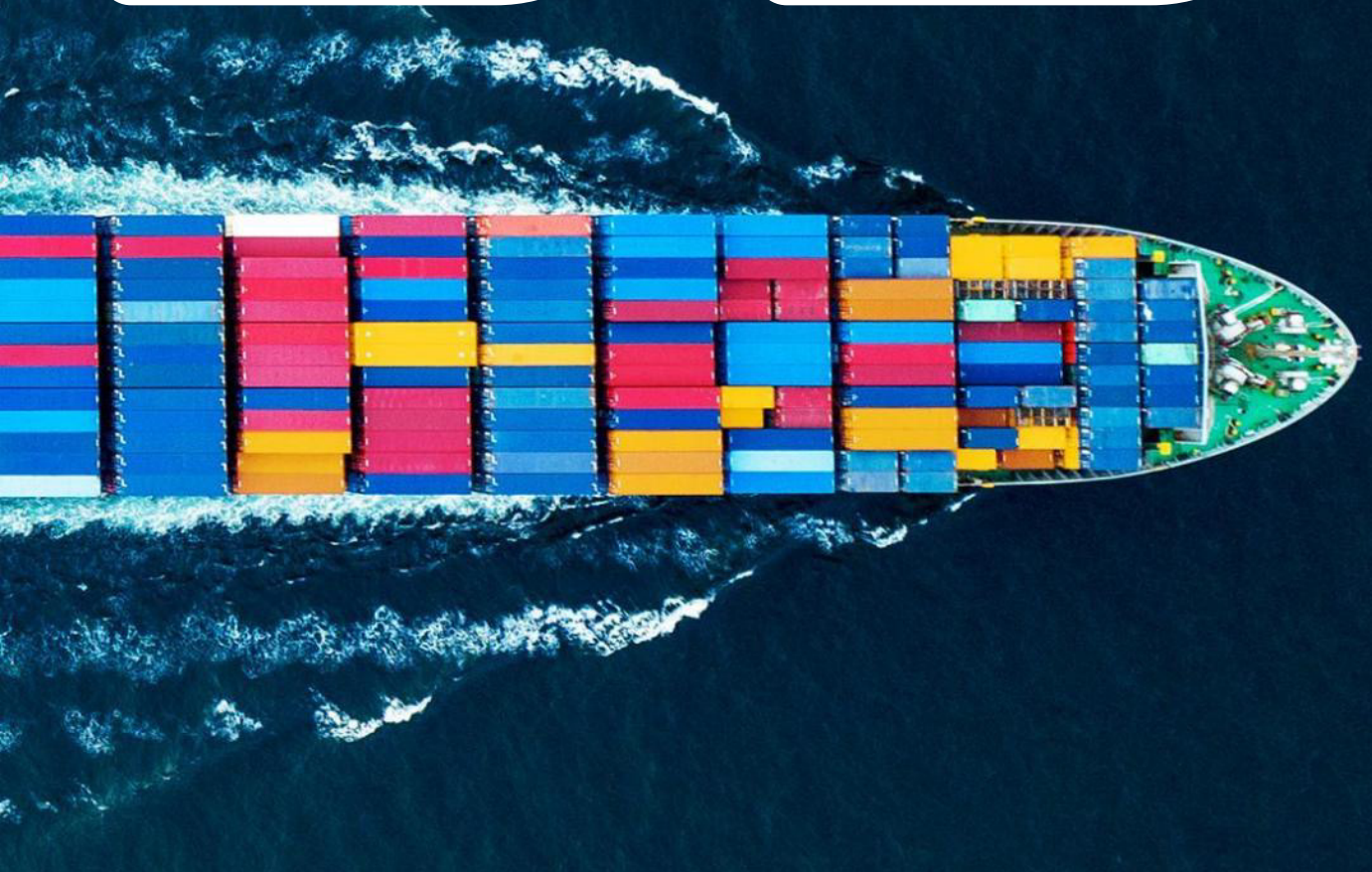
貨物の移動および資金の流れを支える規制フレームワーク。

輸送と物流:

1. 海上貨物輸送法[2025年](COGSA): 海上輸送契約における厳格な権利、責任および条件を規定。
2. 商船法2025年(MSA): 船舶全体の業務、船舶安全および海事コンプライアンスを規制。

金融市場および資本市場:

1. 銀行業と通貨: インド準備銀行法 1934年[金融政策]および銀行規制法 1949年[銀行許可]。
2. デジタル取引: 決済・決済システム法、2007年[PSS法]。
3. 資本市場: インド証券取引委員会法[1992年、投資家規制]、SCRA[1956年、証券取引]、預託者法[1996年、電子株式保有]。



第4フェーズ：事業運営・コンプライアンスー現地オペレーション管理と法令遵守・EHS対応

インドの統一労働法典は、労務管理に関する法制度を4つの柱に統合しています。

- 賃金コード、**2019年**: 最低賃金の閾値と給与支払い規則を標準化。
- 労使関係法典(**2020年**): 労使紛争、労働組合、解雇の仕組みを規定。
- 社会保障コード、**2020年**: PF(積立金)、ESI、産休、基本的な従業員福利厚生制度を規定。
- 運用安全衛生および労働条件(OSH)コード、**2020年**: 厳格な職場安全と最大労働時間制限を規定。
- 主な福祉登録:
 - ・ EPFO: 従業員積立基金組織 [義務的な退職貯蓄]
 - ・ ESIC: 従業員国家保険制度 (Employee State Insurance Scheme)

インド政府は、Employee Linked Incentive (ELI) 制度などを通じて、新規雇用の創出に応じた各種インセンティブを提供しています。

第4フェーズ：事業運営・コンプライアンスー現地オペレーション管理と法令遵守・EHS対応

その他の重点分野

01

戦略的人員体制の設計

正社員・有期雇用社員・契約社員・研修生等を適切に組み合わせた最適な人員構成の設計を支援

02

報酬・福利厚生体系の構築

法令要件と事業ニーズに対応した報酬・福利厚生制度の設計および最適化を支援

03

法定登録およびコンプライアンス対応の初期導入支援

中央政府および州政府の法令要件に準拠した主要な労務関連登録（労働法典、店舗・商業施設法、職業税、労働者福祉基金、EPFO、ESIC等）の取得を支援

04

労働法コンプライアンス体制の構築

健康・安全衛生、福利厚生、報酬管理、法定申告、法定帳簿管理、各種届出および許認可対応を含む包括的な労働法コンプライアンス体制を構築し、中央政府および州政府の労働関連法令への円滑な遵守を支援

事業運営管理体制の構築

製造施設に係る許認可と最終製品に係る品質認証の取得・維持に向けた要件を整理し、両者の整合性確保を支援

工業および製造業 [施設内]:

- 産業(開発・規制)法**1951年(IDRA)**: 重工業のライセンスに関する包括的な法律。
- 1948年工場法**および**工場許可**: 製造ユニットの運営に基準の遵守が義務付けられ、労働者の福祉と構造的な安全を確保。

製品と品質(アウトプット):

- 法定計量法、**2009年(LM法)**: 標準計量、計量、包装、消費者向け表示義務を厳格に規制。
- BIS認証(インド標準局)**: インド市場における製品の品質・安全性・信頼性を証明する認証マーク。



環境と安全

- EPA、大気・水法(1986年、1981年、1974年)**: 国家の汚染限度を規制する包括的な法律。
- 設立・運営同意(CTE / CTO)**: 施設の設置および運営前に汚染防止委員会から発行される承認。
- NOC (No Objection Certificate)**: 消防当局および環境当局等から取得する異議なし証明書。



業界別のライセンス

- FSSAI**: すべての食品業にとって必須のライセンス。
- CDSCO**: 医薬品や医療機器に必須のライセンス。
- NBFC**: 非銀行金融事業を営むために必要なライセンス。
- DoT**: 通信事業の運営に必要なライセンス。



見落とされやすい重要な法令・規制対応

- EPR登録**: プラスチックおよび電子廃棄物に対する生産者責任拡大。
- APEDA**: 特定の農産・加工食品の輸出に必要な登録。
- RERA / PESO**: 不動産規制および石油・爆発物安全ライセンス。
- FCRA**: セクション8企業、NGO、信託など、組織による外国からの資金提供や寄付を規制。

• EPA: 環境保護法
 • FSSAI: インド食品安全基準庁
 • APEDA: 農産・加工食品輸出開発局
 • CDSCO: 中央医薬品標準管理機構

• NBFC: 非銀行系金融会社

• DoT: 電気通信局
 • RERA: 不動産規制当局
 • PESO: 石油・爆発物安全機構
 • FCRA: 外国貢献(規制)法

第5フェーズ：デジタル・リスク管理ー データセキュリティ、知的財産保護およびリスク対応

デジタルリスクおよびデータガバナンス (中核領域)

- デジタル個人データ保護法 **2023年 (DPDP)**: 個人データの収集、処理、保護を規定する新たなマスターフレームワーク。
- DPDP規則、2025年**: 詳細な遵守要件、同意メカニズム、厳格な罰則枠組みを規定。
- 情報技術法(**2000年**): より広範なサイバーセキュリティ義務、電子証拠およびデジタル取引を規定。

知的財産（競争力の防護壁）:

- 特許法**1970年**: 技術的発明を保護。
- 商標法**1999年**: ブランドアイデンティティとロゴを保護。
- 著作権法**1957年**: 創作、文学、ソフトウェア作品を保護。
- デザイン法**2000年**: 独自の工業製品デザインを保護。

契約・取引リスクを管理するための統制・ガバナンス体制の整備

契約執行、倒産処理および金融犯罪防止を支える法的基盤。

商業契約

- 1872年インド契約法**および**1930年物品販売法**: 有効かつ執行可能なB2B・B2C契約の成立要件を規定。
- 流通証券法 (Negotiable Instruments Act) 1881年**および**仲裁法1996年**: 小切手その他の流通証券を規律するとともに、仲裁による紛争解決を定める法律。

倒産と紛争

- 倒産破産法典(IBC)**: 企業の困難に対する厳格で期限のある解決プロセスを規定。
- 2015年商事裁判所法**: 高額ビジネス紛争の迅速な裁定を規定。

マネーロンダリング防止と市場倫理

- 競争法2002年**: 独占を防止し、反競争的なM&A慣行を厳格に規制。
- マネーロンダリング防止法(PMLA)2002年**および**汚職防止法1988年**: マネーロンダリング、贈収賄、企業詐欺を犯罪化する重要な枠組み。

インドのGCC概要

インドのGlobal・Capability・Center[GCC]

エコシステムは、コスト主導の配送ハブから、グローバルな業務、イノベーション、意思決定を推進する戦略的センターへと進化。

なぜインドなのか

- ・ 技術、分析、金融、エンジニアリングの分野で大規模な熟練人材プール
- ・ 強固なデジタルインフラと成熟したサービスエコシステム
- ・ 規模の経済を活かした競争力のある運営コスト
- ・ 複雑でグローバルな任務管理に豊富な経験

インドGCCスナップショット



1,800+ のGCC



200万人以上の
人材プール



市場規模は**600億米ドル**超

GCCの進化

- ・ 業務支援機能からエンドツーエンドの業務運営機能へ進化
- ・ イノベーション、研究開発、製品エンジニアリングへの注力が高まる
- ・ グローバル本社およびリーダーシップチームとの統合強化
- ・ 都市圏を超えたTier 2および新興都市への拡大

戦略的影響

- ・ 運用の強靱性と事業継続性の向上
- ・ 市場投入スピードの向上
- ・ 次世代の機能(AI、データ、クラウド、サイバーセキュリティ)へのアクセス
- ・ 短期的なコスト最適化ではなく、長期的な価値創造

これがグローバル企業にとって意味するもの

インドのGCCは、もはや単なる支援機能ではなく戦略的資産

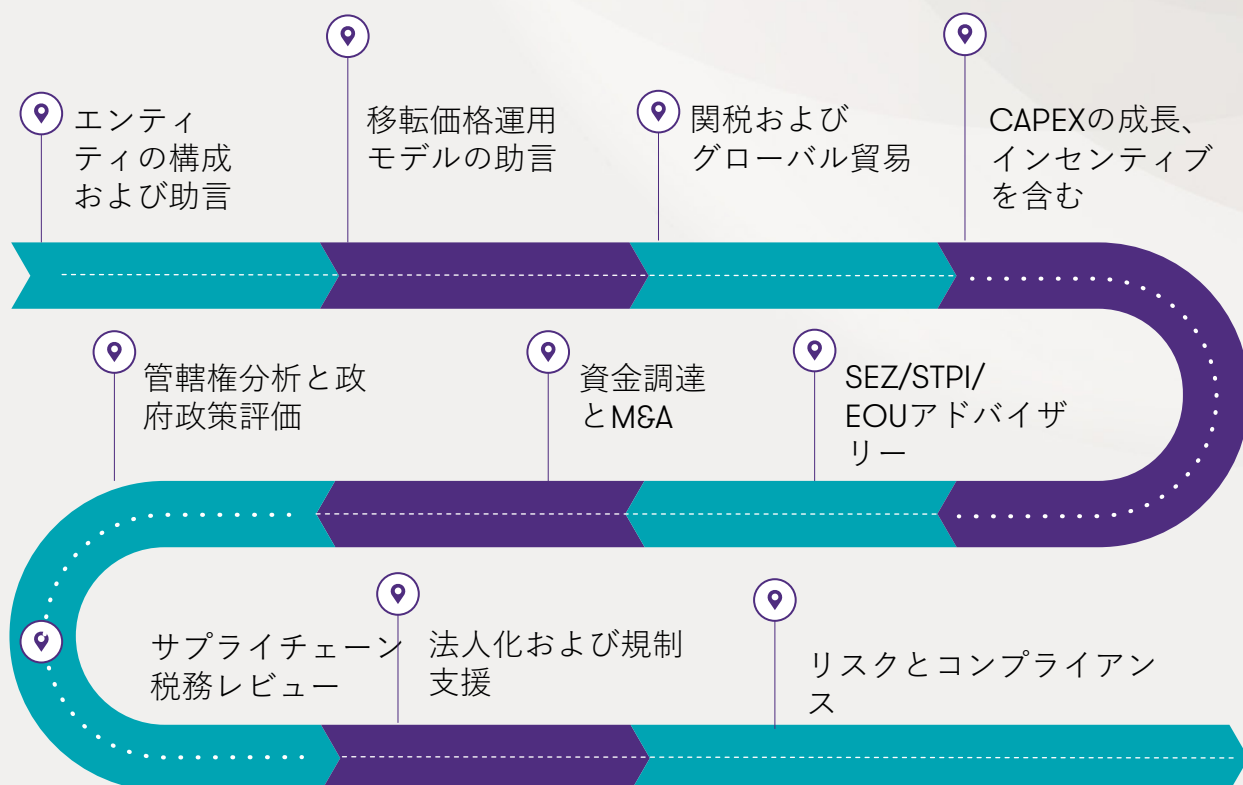
拠点立地の選定は、人材確保力と事業拡張性を左右する重要な要素

インド投資ロードマップ ～Grant Thornton Bharatが提供する ワンストップ支援～

インド投資ロードマップ

名前が示す通り、Grant Thornton Bharatは「India Investment Roadmap」という独自ソリューションを開発しました。

本ソリューションは、インド投資に際して検討が必要となる各種税制・規制を体系的に整理し、拠点設立から事業拡大までを円滑に進めることを支援します。



事業展開を支えるエコシステムパートナー

● 法律事務所・弁護士

● 銀行

● 通関コンサルタント

● 技術パートナー

その他にも多様な専門サービスを提供

Grant Thornton Bharatは、各分野の専門パートナーとの強固なネットワークを活用し、インド進出から事業拡大までを一貫して支援するワンストップサービスを提供しています。



About Grant Thornton Bharat

Grant Thornton – A global organisation

At Grant Thornton Bharat, we are committed to bringing positive change to all that we do. We are a founding member firm of the Grant Thornton International network and India's pre-eminent consulting firm. We #GoBeyond for our people, clients, and communities to shape Vibrant Bharat.

Grant Thornton Bharat



13,000+
people



21
offices



India's **pre-eminent consulting firm**

Founding member of
Grant Thornton
international network



USD 8.5 billion
(2025 revenue)



80,000+
people



700+ offices
150+ markets



Ranked among **top 5**
in all major markets
including India



We serve **61%** of Fortune
India 500



We serve **32%** of Fortune
India Next 500 companies



Our offices in India

Ahmedabad

Bengaluru

Bhubaneswar

Chandigarh

Chennai

Dehradun

Gandhinagar

Goa

Gurugram

Guwahati

Hyderabad

Indore

Kochi

Kolkata

Mumbai

New Delhi

Noida

Pune



We are Shaping Vibrant Bharat

A member of Grant Thornton International Ltd., Grant Thornton Bharat is at the forefront of helping reshape the values in the profession. We are helping shape various industry ecosystems through our work across Assurance, Tax, Risk, Transactions, Technology and Consulting, and are going beyond to shape a more **#VibrantBharat**.

Our offices in India

- Ahmedabad ● Bengaluru ● Bhubaneswar ● Chandigarh ● Chennai
- Dehradun ● Gandhinagar ● Goa ● Gurugram ● Guwahati ● Hyderabad
- Indore ● Kochi ● Kolkata ● Mumbai ● New Delhi ● Noida ● Pune



Scan QR code to see
our office addresses
www.grantthornton.in

Connect with us on



@Grant-Thornton-Bharat-LLP



@GrantThorntonBharat



@GrantThornton_Bharat



@GrantThorntonIN



@GrantThorntonBharatLLP



GTBharat@in.gt.com

Contact us



Krishan Arora

Partner, India Investment Advisory Leader
Grant Thornton Bharat
Ph: +91 9818341530
E: Krishan.Arora@IN.GT.COM



Sachin Sharma

Partner, India Investment Advisory
Grant Thornton Bharat
Ph: +91 9910848085
E: Sachin.Sharma@IN.GT.COM



Manashi Daas

Executive Director, Markets Ecosystem
Grant Thornton Bharat
Ph: +91 8106822265
E: Manashi.Daas@IN.GT.COM

© 2026 Grant Thornton Bharat LLP. All rights reserved.

Grant Thornton Bharat LLP is registered under the Indian Limited Liability Partnership Act (ID No. AAA-7677) with its registered office at L-41 Connaught Circus, New Delhi, 110001, India, and is a member firm of Grant Thornton International Ltd (GTIL), UK.

The member firms of GTIL are not a worldwide partnership. GTIL and each member firm is a separate legal entity. Services are delivered independently by the member firms. GTIL is a non-practicing entity and does not provide services to clients. GTIL and its member firms are not agents of, and do not obligate, one another and are not liable for one another's acts or omissions.